

特別支援教育コーディネーターの役割と校内支援体制～連携と協働～(3月)

新小学校・中学校の学習指導要領には、「障害のある児童（生徒）などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」という文言が新たに加えられました。これは、障害のある児童（生徒）などの「困難さ」は一人一人異なることに留意し、「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たる必要性を示しています。

子どもたちの障害の状態等に応じた適切な指導を行うためには、特別支援教育コーディネーターの果たす役割が非常に大きいといえます。今回は、特別支援教育コーディネーターに求められる役割、今後の動向等を紹介したいと思います。

1 小・中学校等の特別支援教育コーディネーターの役割

(1) 学校内の関係者や関係機関との連絡調整

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進します。

ア 学校内の関係者との連絡調整

校内委員会の企画・運営を担い、協議を円滑にできるようにします。また、日頃から校内で教育上特別の支援を必要とする児童等の情報を収集し、必要に応じ、学校内の専門スタッフとつなげる連絡調整役を担います。

イ ケース会議の開催

ケース会議では、児童等の状況の共有や課題の明確化、今後の具体的な支援内容や方針の確認等を行います。

また、ケース会議の結果を校内委員会で報告し、全校の教職員間の共通理解を図ることが重要です。

ウ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成

校長の判断により、作成に関わる校内委員会の構成員の役割が決められますが、特別支援教育コーディネーターは、自身が担当する役割のみならず、各学級担任や校内委員会の構成員が担当する役割に対しても積極的に協力していくことが重要です。

とりわけ、児童等の支援を行うに当たって、学級担任以外の教員等と共通理解を図り、その協力を求めたり、関係機関との連携を行ったりするためには、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を各学級担任と連携して作成し、活用することが有効です。

エ 外部の関係機関との連絡調整

巡回相談員や専門家チームとの連絡調整が必要となった場合の窓口となります。

また、特別支援学校（センター的機能）やその他の教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡調整も行います。

地域の教育、医療、保健、福祉、労働機関やそれらが提供している支援内容等について情報を収集・整理し、必要に応じて、教員や保護者へ情報を伝えます。

オ 保護者に対する相談窓口

特別支援教育コーディネーターが相談の窓口を担っているため、保護者から直接相談があることも考えられます。

その際は、児童等が在籍している学級の担任と連携を図りつつ、対応することが重要です。

児童等が在籍している学級の担任と保護者では、考え方が異なる場合もあります。様々な場合を想定しながら保護者の相談に対応していくことが特別支援教育コーディネーターの役割になります。

また、各学級担任とともに、合理的配慮の提供に当たっての相談窓口としての役割も果たします。

(2) 各学級担任への支援

特別支援教育コーディネーターは、各学級担任からの相談に応じ、助言又は援助等の支援を行います。

ア 各学級担任からの相談状況の整理

各学級担任から相談を受け、児童等の情報を偏りなく多角的に聞き取り、各学級担任と一緒に、児童等を取り巻く状況の整理をしていきます。

イ 各学級担任とともに行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討

児童等の実態把握を行い、各学級担任ができることを見極めながら助言をしていきます。各学級担任の児童等への理解を深めるために、その時点で推察される児童等の障害から生じる困難さの状況や行動等の背景・考え方、今後の対応等への見通し等を説明することが大切です。

児童等の実態把握ができれば、それらに基づく支援について、各学級担任と相談する中で提案するとともに、必要に応じて校内委員会でも提案し、学校全体で共有します。

ウ 進級時の相談・協力

これまでの学級で行われてきた支援内容に関する引継ぎ事項がある場合は、個別の教育支援計画等を活用しながら、次の進級先の各学級担任に、確実に伝えることが重要です。

その際に、新旧の各学級担任間で教育上特別の支援を必要とする児童等に対する指導方針が異なることのないよう、校長の指示の下、その調整を行うことも特別支援教育コーディネーターの役割になります。

進学・転校先の学校が異なる場合は、個別の教育支援計画等を活用しつつ、進学・転校先の特別支援教育コーディネーターとの連携しながら、適切に支援内容を引き継ぐ必要があります。

(3) 巡回相談員や専門家チームとの連携

特別支援教育コーディネーターは、巡回相談員及び専門家チームとの連携を図ります。連携に基づいて、個別の教育支援計画等や支援内容の改善につなげていきます。

ア 巡回相談員との連携

年間を通じた巡回相談員の相談日、相談者の調整を行います。必要に応じて、巡回相談員の校内委員会への参加を求めることも必要です。

イ 専門家チームとの連携

各学級担任、保護者等からの相談の状況を踏まえて、専門家チームへの依頼が必要な場合は、校内委員会に専門家チームの活用について提案を行います。

その後、校内委員会の構成員が分担し、収集した児童等の情報、校内委員会における実態把握・評価、個別の教育支援計画等、専門家チームに依頼する内容とその理由等をまとめた資料を作成します。

専門家チームからの意見や助言に基づき、個別の教育支援計画等や校内での支援等の改善につなげていきます。

(4) 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

特別支援教育コーディネーターは、学校内の児童等の実態を把握するための校内支援体制構築や、研修の実施を推進します。

各学校では、あらかじめ、教育上特別の支援を必要とする児童等が明確になっているわけではないため、学校において早期支援が行える体制を構築することが重要です。

そのため、特別支援教育コーディネーターは、学習面、行動面で気になる児童等に通常の学級の担任をはじめとする教職員が気付いた場合や、児童等への指導について悩んでいる教職員がいる場合に、特別支援教育コーディネーターや校内委員会が把握できるような校内体制をつくるよう提案します。

また、特別支援教育コーディネーターは、校長と相談し、校内委員会において、全ての教職員を対象とした早期支援のための学校内の研修の計画や、学習面又は行動面において困難のある児童等に係る困難の状況の実態把握のための参考指標の使用等を提案します。

2 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに求められる役割は、次の4つに整理されています。

- (1) 学校内の関係者や関係機関との連絡・調整
- (2) 保護者に対する学校等の窓口の役割
- (3) 障害のある児童生徒等への教育支援の充実
- (4) 地域における関係者や関係機関との連絡・調整

小・中学校等の特別支援教育コーディネーターと共通した役割に加えて、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、地域における特別支援教育に関する相談のセンターとして、「センター的機能」の役割を推進する中心的存在としての役割を担っています。また、センター的機能に関しては、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、「①小・中学校等の教師への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、④医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教師に対する研修協力機能、⑥障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能」と示されています。現在、特別支援学校では、その専門性を生かし、地域の小・中学校等の教員や保護者に対して教育相談等、「センター的機能」の役割が推進されています。

今回の小・中学校学習指導要領の改訂により、個々の児童生徒によって、学習活動を行う困難さが異なることに留意し、個々の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが示されました。また、個々の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫のために、特別支援学校の助言や援助を活用することが引き続き示されています。このように、地域の全ての子ども一人一人の教育的ニーズに応えるために、センター的機能の一層の充実が求められています。例えば、特別支援学校の教育の専門性を活用し、小学校や中学校等に在籍する子どもに対する巡回による指導や教育相談を行うなど、域内の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）の中で、コーディネーターの機能を発揮することが重要です。

3 コーディネーターに必要とされる資質

このように、特別支援教育コーディネーターは、多岐にわたる業務を担い、校内の支援体制がうまく機能するようにコーディネートしながら、各校や各地域の中核となって、特別支援教育を推進する役割を果たします。そのため、特別支援教育コーディネーターに必要とされる資質も多岐にわたり、次のようなものが考えられます。

- (1) カウンセラーや学校心理士、特別支援教育士等の様々な専門性を身につけた教職員など、人材を発掘し、専門性の高い支援チームをつくるなど、人的・物的資源の調整を行うこと。
- (2) 地域にある関係機関を役割や機能に応じてリストに整理する、保護者を通じて機関に出向き、顔をつないで必要なときの連携に備えるなど、地域支援ネットワークを構築すること。
- (3) 相談者にはすぐに意見や分析をせず、共感的に耳を傾ける、こまめに保護者、担任から話を聞くなど、相談窓口になるとともに共感的理解を行うこと。

教育上特別の支援を必要とする子どもに対する適切な支援は、子どものつまずきや困難な状況を早期に発見し、その背景を正しく理解することから始まります。また、子どものつまずきや困難な状況を早期に発見するためには、子どもが発する様々なサインに気付き、見逃さないことが不可欠となります。学校においては、学習や生活場面で子どもが困っている状況、担任の指導上困っている場面や状況、家庭訪問や教育相談における保護者からの情報などによって、学級担任や教科担任が、最初に子どものサインに気付くことが多いことが考えられます。

サインに気付いた教職員や保護者が、一人で悩んだり抱え込んだりすることなく、適切な支援につなげるためには、相談窓口としての特別支援教育コーディネ

一ターの共感的理解が必要と言えます。

- (4) 参加した研修、参考となる他校の取組等は必ず情報の共有化を図る、参考図書や資料等の配布、周知方法等、教職員が利用しやすい工夫を考えるなど、情報の収集と活用を行うこと。
- (5) 国の制度、自治体の教育施策等についての情報収集やアセスメントから目標設定、指導実践、評価・見直しに至る PDCA サイクルを構築するなど、特別支援教育に関する知識・技能を有すること。
- (6) 各自が自分の問題として考えるように話し合いを推進し具体的な支援策を引き出す、学校としての合理的な問題解決と民主的な合意形成をめざすなど、組織における問題解決を促進すること。

4 これから求められる特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援学校は、障害の重度・重複化、多様化に対応できるよう、外部専門家等を活用するとともに、特別支援学校の専門性を組み合わせ、指導・支援を充実することが求められています。また、小・中学校等でもチームとして課題解決するために、エリアコーディネーターを核として、特別支援学校のコーディネーターの助言を生かし、地域の小・中学校等の通常の学級における効果的な指導・支援や機能的な校内支援体制の充実等を図ることが求められています。

教育上、特別の支援を必要とする子どもへの指導・支援に当たって、まずは、校内の全ての教職員間で個々の子どもに対する配慮等の必要性を共通理解し、教職員が連携し、チームとして対応できるような校内の支援体制を整えることが必要となります。それを基盤として、校内や地域において、教育上、特別のニーズを持つ子どもへの指導・支援を組織的に行える力量を高めることが必要です。

特別支援教育コーディネーターを中核とした全校体制での組織的・計画的な特別支援教育の体制づくりが、今後ますます重要となります。

《引用・参考文献》

『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）』 平成 30 年 3 月 文部科学省

『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）』 平成 29 年 3 月 文部科学省

『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）』 平成 29 年 3 月 文部科学省

『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編』 平成 29 年 7 月 文部科学省

『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編』 平成 29 年 7 月 文部科学省

『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～』 平成 29 年 3 月 文部科学省

『特別支援教育の基礎・基本 新訂版』 平成 27 年 1 月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

『兵庫県特別支援教育第三次推進計画（素案）』 平成 31 年 3 月 兵庫県教育委員会

『兵庫県特別支援教育第二次推進計画評価検証委員会報告』 平成 31 年 1 月 兵庫県特別支援教育第二次推進計画評価検証委員会

『特別支援教育の実践情報 2017 年 10/11 月号』 平成 29 年 11 月 明治図書